

(証券コード 6393)  
平成29年6月9日

株 主 各 位

神奈川県綾瀬市上土棚中四丁目4番34号

**油 研 工 業 株 式 會 社**

取締役社長 田 中 治

## 第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申しあげます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成29年6月26日（月曜日）午後5時10分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県綾瀬市上土棚中四丁目4番34号  
当社 本社大会議室

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

1. 第73期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第73期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役7名選任の件
- 第5号議案 監査役1名選任の件
- 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（URL <http://www.yuken.co.jp/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（URL <http://www.yuken.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では堅調な雇用拡大や企業収益の改善等により底堅く推移し、欧州でも、雇用・所得環境の持ち直し等により緩やかな回復基調が続きましたが、中国経済は過剰生産能力の削減圧力が依然強く緩やかな減速が続き、他の新興国でも景気に弱さが見られました。一方、わが国経済は、政府による経済対策効果、企業収益や雇用情勢の改善が見られ、緩やかな回復基調を維持しました。

このような状況のもとで、当社グループは、中期経営計画「3G (Group Global Growing) Action 2018」を平成28年度よりスタートさせ、グループの全体最適 (Group)、海外拠点の強化と対象市場の拡大 (Global)、成長を支えるインフラや人財の強化 (Growing) を推進の柱に、鋭意、売上と収益の確保にグループを挙げて取り組んでまいりました。しかしながら、中国等新興国市場での需要の低迷に加えて円高による為替の影響を大きく受け、厳しい状況で推移いたしました。

当連結会計年度の売上高は、265億4千3百万円 (前期比4.2%減)、営業利益は、15億1千7百万円 (前期比21.9%減)、経常利益は、10億7千7百万円 (前期比33.2%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は、6億7千7百万円 (前期比37.1%減) となりました。

当期の単独の業績につきましては、受注高156億4百万円 (前期比1.2%減)、売上高153億9千6百万円 (前期比6.2%減)、営業利益3億2千1百万円 (前期比51.2%減) 経常利益5億9千6百万円 (前期比43.3%減)、当期純利益5億8百万円 (前期比42.0%減) となりました。

事業別の売上高は以下のとおりです。

事業別	売上高	前期比増減
油圧製品事業	16,921 <sup>百万円</sup>	△2.7%
システム製品事業	5,471	△7.5
環境機械事業他	4,149	△5.7
合計	26,543	△4.2

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額9億8千万円であります。事業部門別では、油圧製品部門8億4千9百万円、システム製品部門4千2百万円、環境機械事業部門他で8千9百万円となっております。

## (3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達と安定的な財務基盤の確保を目的に取引銀行4行とシンジケーション方式のコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	4,000百万円
借入実行残高	500百万円
差引額	3,500百万円

## (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産および損益の状況の推移

区 分	第70期	第71期	第72期	第73期
	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	(当連結会計年度) 平成29年3月期
売 上 高 (百万円)	28,049	30,062	27,701	26,543
経 常 利 益 (百万円)	1,450	1,837	1,613	1,077
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (百万円)	861	1,043	1,078	677
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	20.06	24.30	25.27	16.01
総 資 産 (百万円)	35,875	38,192	36,366	36,160

- (注) 1. 第70期の売上高は、国内経済の緩やかな回復や、海外拠点の強化と対象市場の拡大などの取り組みにより、前期比8.2%増加の28,049百万円となりました。  
損益面では、中期経営計画の推進による高収益体質企業への転換に取り組み、営業利益1,465百万円、経常利益1,450百万円、親会社株主に帰属する当期純利益861百万円となりました。
2. 第71期は、国内経済は緩やかな回復基調を辿り、中国及び東南アジアにおいては経済の減速基調が続いたものの、堅調な米国経済と欧州経済の持ち直しの動きもあり、売上高は前期比7.2%増の30,062百万円となりました。  
損益面では、引続き中期経営計画の推進による高収益体質企業への転換に取り組み、営業利益1,917百万円、経常利益1,837百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1,043百万円となりました。
3. 第72期は、国内経済の緩やかな回復基調が続き、米国経済も堅調な景気が持続したものの、中国を始めとする新興国や資源国の経済減速の影響もあり、売上高は前期比7.9%減の27,701百万円となりました。  
損益面では、引続き中期経営計画の推進による高収益体質企業への転換に取り組み、営業利益1,943百万円、経常利益1,613百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1,078百万円となりました。
4. 第73期（当連結会計年度）の状況につきましては、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(9) 重要な親会社および子会社等の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社等の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
(連結子会社) 株式会社ユケンサービス	千円 40,000	% 100.0	油圧製品の販売および保守 システム製品の製造・販売および保守
台湾油研股份有限公司	千円 90,000	72.47	油圧製品の製造・販売 システム製品の製造・販売
油研工業（香港）有限公司	千香港ドル 5,000	100.0	油圧製品の販売
ユケン・ヨーロッパ LTD.	千ポンド 300	100.0	油圧製品の販売
ユケン・インディア LTD.	千ルピー 30,000	40.0	油圧製品の製造・販売
油研液圧工業（張家港）有限公司	千円 101,468	95.08 (12.94)	油圧製品の製造
韓国油研工業株式会社	百万ウォン 5,010	96.4	油圧製品の販売
油研（上海）商貿有限公司	千円 8,184	100.0 (33.33)	油圧製品の販売
YUKEN SEA CO., LTD.	千パーツ 80,000	88.99 (28.99)	油圧製品の販売
油研（仏山）商貿有限公司	千円 22,954	100.0 (17.1)	油圧製品の販売
(持分法適用関連会社) 株式会社北陸油研	千円 30,000	30.3	油圧製品の販売

(注) 1. ユケン・インディアLTD.は、当社の出資比率40.0%であります。が、実質的に支配しているため、子会社としております。  
2. 出資比率の（ ）は、間接所有割合であります。

(10) 主要な事業内容

当社グループは、油圧製品、システム製品、環境機械の製造ならびに販売を主な事業の内容としております。

## (11) 主要な営業所および工場

## ① 当社の主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本社・相模事業所	神奈川県綾瀬市	東京支社	東京都港区
袋田工場	茨城県久慈郡	大阪支社	大阪府大阪市

## ② 主要な子会社の営業所および工場

会 社 名	名 称	所 在 地
株式会社ユケンサービス	本社	神奈川県綾瀬市
台湾油研股份有限公司	本社	台湾省台中市
油研工業（香港）有限公司	本社	HONGKONG Kowloon
ユケン・ヨーロッパ LTD.	本社	ENGLAND Liverpool
ユケン・インディア LTD.	本社	INDIA Bangalore
油研液圧工業（張家港）有限公司	本社	中華人民共和国江蘇省
韓国油研工業株式会社	本社	大韓民国ソウル市
油研（上海）商貿有限公司	本社	中華人民共和国上海市
YUKEN SEA CO., LTD.	本社	THAILAND Bangkok
油研（仏山）商貿有限公司	本社	中華人民共和国広東省

## (12) 従業員の状況

従業員数（前期末比増減）
1,162名（97名減）

## (13) 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,698百万円
株式会社三井住友銀行	1,120
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,102
株式会社横浜銀行	982
第一生命保険株式会社	110

#### (14) 対処すべき課題

当社及び当社グループは、**YUKEN** ブランドを世界に広め日本、アジア、世界に貢献し、環境変化の中でも利益成長できる高収益体質の独立系総合油圧メカグループを目指すべく、2016年度を初年度とする中期経営計画を策定し、具体的には以下のとおり取り組んでおります。

##### (1) 中期経営計画の基本方針

3G《Group・Global・Growing》を行動指針とし、グローバル企業へと成長するため、中核事業である国内事業の収益力を強化し、高収益体質の礎を確固たるものとするとともに、**YUKEN** ブランドの量的拡大を行い、持続的に成長できる企業へと変革するべく海外事業の拡大を進めてまいります。

##### (2) Group（グループ）戦略 ～グループ会社連携によるシナジー効果の発揮～

国内外での効率的な生産分担による変動費低減や、**YUKEN** ブランドとしてのグローバルな製造品質確立、グループ内での開発リソースの有効活用による開発期間の短縮等、グローバルなグループ経営によるシナジー効果を最大限追求するとともに、グループにおけるコーポレート・ガバナンスも一層強化してまいります。

##### (3) Global（グローバル）戦略 ～成長ドライバーとしての海外事業拡大～

海外市場・ボリュームゾーン向けの戦略的差別化製品や世界標準製品の開発等を推進し、海外市場を意識したグループ供給体制の構築を進めてまいります。

##### (4) Growing（グローイング）戦略 ～グループを牽引する本社機能の強化～

国内においては、高付加価値製品の生産による収益力強化や更なる効率化推進による採算性向上、成長に向けた戦略的な設備投資、海外への要員供給も含めた人材教育・育成等を推し進め、当社グループを牽引する本社機能としての役割を一層強化してまいります。

##### (5) グループ全体の社会的信頼の向上

社会の一員としての自己責任を徹底し、グループ全体の社会的責任の向上に取り組まします。

安全・安心の万全な品質保証、地球視点での環境保全、法令や社会規範の遵守、迅速かつ的確な情報開示、地域社会との共生などに対するグループ内での取り組みを一層推し進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞよろしくご支援賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 96,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 42,337,348株  
(自己株式 2,769,416株を除く)
- (3) 株主数 5,262名 (前期末比298名減)
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	2,043千株	4.82%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,955	4.61
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,653	3.90
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,645	3.88
油 研 販 売 店 持 株 会	1,569	3.70
油 研 協 力 会 持 株 会	1,528	3.61
DEUTSCHE BANK AG, FRANKFURT	1,350	3.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,097	2.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	904	2.13
酒 井 重 工 業 株 式 会 社	823	1.94

(注) 持株比率は、自己株式 (2,769,416株) を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

(平成29年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
田中治	取締役社長 (代表取締役)	ユケン・インディア LTD. CHAIRMAN
永久秀治	常務取締役 (管理本部長兼総務部長)	YUKEN SEA CO.,LTD.CHAIRMAN
服部志朗	常務取締役 (技術本部長)	
大場孝一	取締役 (グローバル事業本部長兼経営企画室長)	油研工業 (香港) 有限公司 董事長 ユケン・ヨーロッパLTD.CHAIRMAN 油研 (上海) 商貿有限公司 董事長 油研 (仏山) 商貿有限公司 董事長
岡根謙一	取締役 (国内事業本部長)	
笠井一巳	取締役 (生産本部長兼生産部長)	
鈴木幸一	取締役	公認会計士・税理士
河淵健司	取締役	
高久憲一	常勤監査役	
桜井雅夫	常勤監査役	
矢島良司	監査役	株式会社第一生命経済研究所代表取締役社長

- (注) 1. 取締役鈴木幸一氏および河淵健司氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役桜井雅夫氏および矢島良司氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役鈴木幸一氏および河淵健司氏、並びに監査役桜井雅夫氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
 4. 監査役高久憲一氏は、業務執行者としての豊富な経験と見識ならびに当社海外子会社の経営者としての経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役桜井雅夫氏は、業務執行者および会社経営者としての豊富な経験と見識を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

#### (3) 取締役および監査役の報酬等

##### ① 報酬等に関する方針

当社は取締役の報酬等について、報酬諮問委員会による勧告に基づく取締役会決議により、取締役の報酬等の内容に関する方針を定めております。

当社の取締役の報酬等は、優秀な人材の確保と維持、業績向上のインセンティブの観点から、それぞれの職責に見合った報酬の体系、水準としており、経営環境の変化、他社の水準等の外部データ等を勘案し、その妥当性を常に検証することとしております。

取締役の報酬等は、固定性の強い月例報酬と、会社業績の達成度に連動した変動報酬である決算賞与により構成しております。また、株主と利害を共有し、株価を意識した経営のインセンティブとするため、役位に応じた報酬額の一部を役員持株会に拠出しております。

社外取締役の報酬等は、当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ業績連動型の要素が含まれてはならないことから、定額報酬として、役位に応じて予め定められた固定給を支給するものとしております。

なお、当社の監査役の報酬等の額については、株主総会において承認された範囲内で、監査役の協議により決定しております。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役 8名 123,020千円 (うち社外 2名 14,970千円)

監査役 3名 33,430千円 (うち社外 2名 20,058千円)

(注) 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額28,900千円(取締役6名に対して21,870千円、監査役3名に対して7,030千円)が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役鈴木幸一氏は、鈴木幸一公認会計士税理士事務所を運営しておりますが、当社と兼職先との間には重要な関係はありません。
- ・社外監査役矢島良司氏は、平成29年3月31日時点で株式会社第一生命経済研究所の代表取締役社長でありましたが、当社と兼職先の間には重要な関係はありません。なお、同氏は平成29年4月1日付で同社の取締役会長に就任しております。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	鈴木 幸一	当事業年度に開催された取締役会には14回全てに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
社外取締役	河渕 健司	就任後開催の取締役会には10回全てに出席し、経営者としての豊富な経験・見地から、適宜質問し、発言を行っております。
社外監査役	桜井 雅夫	当事業年度に開催された取締役会には14回全てに、また監査役会には16回全てに出席し、疑問点等明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。
社外監査役	矢島 良司	当事業年度に開催された取締役会には14回全てに、また監査役会には16回全てに出席し、経営者としての豊富な経験・見地から、適宜意見を述べております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称  
ロイヤル監査法人

(2) 当事業年度にかかる会計監査人としての報酬等の額および監査役会が同意をした理由

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,500千円
当社およびその子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積算出根拠が適切であると判断し、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、または会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受け、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の具体的要素を列挙し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

## 5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業憲章である「経営の信条」の精神に基づき、平成18年5月25日の取締役会において、取締役および従業員が法令・定款および社会規範を遵守した行動を取るための「行動規範」を定めるとともに、コンプライアンス体制に係わる規定を整備し、倫理法令遵守に必要な体制の構築を進めてまいりました。また、運用の徹底を図るため、コンプライアンス担当取締役の選任、コンプライアンスの充実を実現するための教育等の取組みを実施いたしました。これらの活動は、取締役および監査役を委員とするリスク管理委員会に報告しております。さらに、法令上、疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としての通報・相談窓口を開設しております。

② 取締役の職務執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

経営文書管理規定に従い、取締役の職務執行に係わる文書は、文書または電磁的媒体に記録し、保存しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

財務、法務、環境、災害、品質、情報セキュリティ等事業活動に係わるリスクについて、それぞれの領域ごとの担当部門を定めるとともに、リスク管理委員会を設立し、損失の最小化を図るための諸規定の制定、取締役および従業員への周知徹底を行う体制の整備を進めております。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役と従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標に基づく年度経営計画を策定しております。各本部を担当する取締役は、年度経営計画に基づき各本部が実施すべき具体的な実行計画を策定し、取締役会は各本部の実行計画の実施状況を把握するために半期ごとに実績をレビューしております。目標未達事項がある場合は、担当の取締役にその改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正することとしております。

- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社およびグループ各社に共通のリスク管理体制に係わる行動規範を定め、グループの取締役および従業員の順法意識の醸成を図っております。  
また、当社およびグループ各社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制を整備しております。
- ⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制  
監査役は内部監査室員に監査業務に必要な事項を調査させることができるものとしております。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役から監査業務に必要な命令を受けた内部監査室員は、その命令に関して取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとしております。
- ⑧ 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
当社およびグループ各社の取締役および従業員は当社の監査役に対して、取締役会で決議された事項、会社に著しい損害をおよぼす恐れのある事項、毎月の経営状況としての重要な事項、重大な法令・定款違反および通報・相談窓口への通報状況およびその内容を報告することとしております。また、監査役に報告した者がその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保しております。
- ⑨ その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制  
監査役会と代表取締役社長、監査役会と監査法人および監査役会と内部監査室との間では定期的な意見交換会を実施しております。  
監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことができないこととしております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、内部統制システム構築の基本方針に基づき、企業集団の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

当社取締役会は、社外取締役2名を含む取締役8名で構成され、監査役3名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督いたしました。社外取締役は選任後全ての取締役会に出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

また、社長および本部長を兼務している各取締役ならびに監査役が出席する本部長会議を原則として1週間に1回開催し、重要な経営課題を審議するとともに、営業・生産等の報告を適時行い、経営判断の迅速化と問題共有に努めております。リスク管理活動においては、取締役、監査役が全員出席するリスク管理委員会を1回開催し、グループ会社を含めた全社的なリスク管理について、対応状況の確認と対応内容に関する審議を行いました。

グループ会社においては、当社取締役が各社において1名以上役員を兼務しており、更に当社経営企画室が定期的にグループ会社の経営状況や経営上重要な課題等を把握しております。またグループ会社社長会を4回開催し、業務報告および意見交換を行うことでグループ会社の業務の適正を確保しております。

より適切かつ効率的な部門運営のための人材育成として、主に中間管理層に対する教育を強化・実施いたしました。社内研修の実施や外部研修への参加などにより、経営意識の醸成やマネジメント能力の向上を図っております。

情報管理については、社内に有する情報資産の評価と適切な取扱いについて定めた情報管理関連規定を整備し運用を開始いたしました。また、研究開発部門やサーバ室への入室制限をより厳格にするなど、物理的セキュリティの一層の強化も図っております。

内部監査室は、内部監査規則に基づき当社および子会社におけるコンプライアンスの遵守状況を確認いたしました。また監査役と月に1回連絡会議を開催し、監査に関する情報等の連携を図っております。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、監査役会を16回開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握いたしました。取締役会を始めとする重要な社内会議に出席して必要な場合は意見を述べるとともに、取締役その他使用人と対話を行い、内部監査室、会計監査人と連携し、取締役および使用人の職務の執行状況を監査いたしました。さらに、社外取締役との連携を確保するために定期的に会合をもち、情報交換を行っております。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

#### ① 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの等買収の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模な買付行為又は買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針を決定する者として不適切であると判断し、法令および当社定款によって許容される範囲で必要かつ相当な措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

#### ② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の株主および投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取組みは、上記①の基本方針の実現に資するものと考えております。

##### 1) 企業価値向上への取組み

当社および当社グループは、わが国を代表する油圧専門総合メーカーとして、一般産業機械の基幹部品である「油圧機器」事業を中心に、「油圧機器」と電子技術を融合した「システム商品」および油圧制御技術の特徴を生かした「環境機械」の生産、販売および開発を積極的に推進してまいります。

そして **YUKEN** ブランドを世界に広め日本、アジア、世界に貢献し、環境変化の中でも利益成長できる高収益体質の独立系油圧メーカーグループを目指すべく、2016年度を初年度とする中期経営計画を策定しております。具体的には、3 G《Group・Global・Growing》を行動指針とし、グループ会社連携によるシナジー効果の発揮 (Group戦略)、成長ドライバーとしての海外事業拡大 (Global戦略)、グループを牽引する本社機能の強化 (Growing戦略) を推進していくことで、高収益体質の礎を強固たるものとするとともに、持続的に成長できる企業への変革を進めてまいります。

## 2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念である「経営の信条」を礎に、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでまいります。当社は、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公平性を確保するとともに、保有する経営資源を十分に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、その充実に取り組んでまいります。当社のコーポレート・ガバナンスに関する取り組みに関しては、当社ホームページに記載しておりますのでご参照下さい。

(<http://www.yuken.co.jp/ir/governance.aspx>)

## ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものとして不適切であると考えるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て買収の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そこで、当社取締役会は、1) 事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、2) 取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、という概要の大規模買付行為への対応策（以下「本買収防衛策」といいます）を平成19年3月8日の取締役会において決議し、平成19年6月28日開催の当社第63回定時株主総会において、導入が決議されました。

また、本買収防衛策は、その合理性・公正性を担保するための独立委員会の設置や、大規模買付者に提供を求める必要情報の内容について一部見直しを行うなど、社会、経済情勢の変化や、買収防衛策をめぐる諸々の動向等を踏まえ、より実効性を高めるための変更を伴った上で、平成22年6月25日開催の当社第66回定時株主総会、平成25年6月27日開催の当社第69回定時株主総会および平成28年6月28日開催の当社第72回定時株主総会で継続が決議されております。



- ④ 本買収防衛策が株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本買収防衛策は、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものであります。

更に、本買収防衛策は、大規模買付行為が大規模買付時における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

- (4) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその状況

当社は、行動規範において、当社の役職員等は社会の健全な発展に障害となる反社会的な勢力に対しては、毅然とした態度で臨むこととしております。対応部門は総務部門としておりますが、同部署に一任せず、全社で対応することとしております。また、神奈川県企業防衛対策協議会に加盟し、同協議会にて開催される会合において反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、同協議会の研修に参加し、反社会的勢力への対応方法等の習得に努める一方、所轄警察署の担当者および顧問弁護士とも随時情報交換を行い、反社会的勢力からの不当な要求があった場合の対応について適切な助言を得ております。

役職員には、行動規範の社内周知・教育に伴い、反社会的勢力排除に関する考え方等の周知を行っております。

(注) 事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>24,175,985</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>9,977,650</b>
現金及び預金	5,505,155	支払手形及び買掛金	4,936,039
受取手形及び売掛金	10,800,629	短期借入金	2,274,735
たな卸資産	7,153,425	1年以内返済予定の長期借入金	889,823
前払費用	193,729	リース債務	124,949
繰延税金資産	183,798	未払金	418,950
未収入金	231,909	未払法人税等	54,741
その他の流動資産	243,636	未払費用	420,638
貸倒引当金	△136,297	預り金	389,812
<b>固 定 資 産</b>	<b>11,984,959</b>	賞与引当金	337,847
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>6,948,341</b>	その他の流動負債	130,112
建物及び構築物	2,333,860	<b>固 定 負 債</b>	<b>9,276,470</b>
機械装置及び運搬具	2,734,787	長期借入金	4,966,957
工具、器具及び備品	435,003	リース債務	218,758
土地	1,268,778	退職給付に係る負債	4,064,656
リース資産	72,250	その他の固定負債	26,098
建設仮勘定	103,661	<b>負 債 合 計</b>	<b>19,254,121</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>451,708</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
リース資産	368,465	<b>株 主 資 本</b>	<b>14,933,148</b>
ソフトウェア	64,908	資本金	4,109,101
その他の無形固定資産	18,334	資本剰余金	3,880,678
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,584,909</b>	利益剰余金	7,633,987
投資有価証券	2,948,133	自己株式	△690,618
差入保証金	75,503	その他の包括利益累計額	593,279
敷金	160,498	その他有価証券評価差額金	882,038
事業保険	268,780	為替換算調整勘定	29,066
破産更生債権等	15,907	退職給付に係る調整累計額	△317,825
繰延税金資産	1,125,123	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>1,380,395</b>
その他の投資その他の資産	6,119	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>16,906,823</b>
貸倒引当金	△15,157	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>36,160,945</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>36,160,945</b>		

## 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		26,543,025
売上原価		19,529,365
売上総利益		7,013,660
販売費及び一般管理費		5,495,982
営業利益		1,517,677
営業外収益		
受取利息及び配当金	86,491	
持分法による投資利益	13,780	
貸倒引当金戻入額	5,103	
その他の営業外収益	68,119	173,494
営業外費用		
支払利息	218,024	
為替差損	323,496	
たな卸資産処分損	8,705	
その他の営業外費用	63,938	614,165
経常利益		1,077,007
特別利益		
固定資産売却益	5,648	5,648
特別損失		
固定資産除却損	63,380	
投資有価証券売却損	739	64,119
税金等調整前当期純利益		1,018,536
法人税、住民税及び事業税	285,640	
法人税等調整額	5,218	290,859
当期純利益		727,677
非支配株主に帰属する当期純利益		50,036
親会社株主に帰属する当期純利益		677,640

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,109,101	3,880,678	7,295,071	△690,007	14,594,843
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△338,724		△338,724
親会社株主に帰属 する当期純利益			677,640		677,640
自己株式の取得				△611	△611
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	338,916	△611	338,305
当 期 末 残 高	4,109,101	3,880,678	7,633,987	△690,618	14,933,148

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	505,222	461,285	△353,597	612,910	1,410,896	16,618,650
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				—		△338,724
親会社株主に帰属 する当期純利益				—		677,640
自己株式の取得				—		△611
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	376,816	△432,218	35,772	△19,630	△30,500	△50,131
当 期 変 動 額 合 計	376,816	△432,218	35,772	△19,630	△30,500	288,173
当 期 末 残 高	882,038	29,066	△317,825	593,279	1,380,395	16,906,823

## 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>15,124,543</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>6,292,394</b>
現 金 預 金	3,448,190	支 払 手 形	975,786
受 取 手 形	1,948,107	買 掛 金	2,898,370
売 掛 金	5,575,352	短 期 借 入 金	500,000
商 品 及 び 製 品	1,661,851	1年以内返済予定の長期借入金	833,000
仕 掛 品	489,043	未 払 金	313,818
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,544,290	未 払 法 人 税 等	58,964
前 払 費 用	123,360	リ ー ス 債 務	124,949
繰 延 税 金 資 産	119,468	未 払 費 用	115,563
短 期 貸 付 金	57,627	預 り 金	132,584
未 収 入 金	223,335	賞 与 引 当 金	244,500
そ の 他 の 流 動 資 産	7,841	そ の 他 の 流 動 負 債	94,856
貸 倒 引 当 金	△73,927	<b>固 定 負 債</b>	<b>8,384,451</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>11,017,264</b>	長 期 借 入 金	4,691,000
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>3,469,252</b>	リ ー ス 債 務	218,758
建 物 及 び 構 築 物	1,201,041	退 職 給 付 引 当 金	3,455,346
機 械 装 置	1,533,061	そ の 他 の 固 定 負 債	19,346
車 輛 運 搬 具	2,358	<b>負 債 合 計</b>	<b>14,676,846</b>
工 具 、 器 具 及 び 備 品	135,142	<b>純 資 産 の 部</b>	
土 地	469,220	<b>株 主 資 本</b>	<b>10,582,922</b>
リ ー ス 資 産	72,250	資 本 金	4,109,101
建 設 仮 勘 定	56,178	資 本 剰 余 金	3,853,007
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>408,269</b>	資 本 準 備 金	1,030,000
ソ フ ト ウ エ ア	24,092	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,823,007
リ ー ス 資 産	368,465	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>3,311,432</b>
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	15,711	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,311,432
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>7,139,742</b>	繰 越 利 益 剰 余 金	3,311,432
投 資 有 価 証 券	2,475,491	<b>自 己 株 式</b>	<b>△690,618</b>
関 係 会 社 株 式	3,304,660	評 価 ・ 換 算 差 額 等	882,038
差 入 保 証 金	26,870	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	882,038
事 業 保 険 等	268,780	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>11,464,960</b>
破 産 更 生 債 権 等	12,263	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>26,141,807</b>
繰 延 税 金 資 産	963,785		
そ の 他 の 投 資 其 他 の 資 産	99,404		
貸 倒 引 当 金	△11,513		
<b>資 産 合 計</b>	<b>26,141,807</b>		

# 損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		15,396,655
売上原価		11,978,690
売上総利益		3,417,965
販売費及び一般管理費		3,096,562
営業利益		321,402
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	433,621	
受取ロイヤリティ	129,957	
その他の営業外収益	46,240	609,818
営業外費用		
支払利息	91,928	
為替差損	192,837	
有形売却損	515	
たな卸資産処分損	8,705	
その他の営業外費用	40,371	334,360
経常利益		596,860
特別損失		
投資有価証券売却損	739	739
税引前当期純利益		596,121
法人税、住民税及び事業税	114,310	
法人税等調整額	△26,562	87,748
当期純利益		508,373

## 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	
		資 本 準 備 金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	4,109,101	1,030,000	2,823,007	3,853,007	3,141,782	3,141,782
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				—	△338,724	△338,724
当 期 純 利 益				—	508,373	508,373
自 己 株 式 の 取 得				—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				—		—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	169,649	169,649
当 期 末 残 高	4,109,101	1,030,000	2,823,007	3,853,007	3,311,432	3,311,432

(単位：千円)

残高及び変動事由	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△690,007	10,413,884	505,222	505,222	10,919,106
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△338,724		—	△338,724
当 期 純 利 益		508,373		—	508,373
自 己 株 式 の 取 得	△611	△611		—	△611
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		—	376,816	376,816	376,816
当 期 変 動 額 合 計	△611	169,037	376,816	376,816	545,854
当 期 末 残 高	△690,618	10,582,922	882,038	882,038	11,464,960

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

油研工業株式会社  
取締役会 御中

ロイヤル監査法人

指定社員 公認会計士 福野幸央 ㊟  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 恵良健太郎 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、油研工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、油研工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

油研工業株式会社  
取締役会 御中

## 〇イ ヤ ル 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 福 野 幸 央 ㊤  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 惠 良 健 太 郎 ㊤  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、油研工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、グループ会社に係る重要な会議への出席や往査により事業の報告を受け財産の状況を調査しました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査室及び使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びロイヤル監査法人及び内部監査室から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて、説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重要事項は認められません。また、その構築・運用については子会社も含め改善が図られておりますが、連結海外子会社への運用とリスク管理の更なる強化が必要であり、引き続き監視及び検証をしていきます。財務報告に係る内部統制については、本監査役会監査報告の作成時点において、ロイヤル監査法人からは「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を書面で受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ロイヤル監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ロイヤル監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月19日

油研工業株式会社 監査役会

常勤監査役	高	久	憲	一	ⓐ
常勤監査役(社外監査役)	桜	井	雅	夫	ⓑ
監査役(社外監査役)	矢	島	良	司	ⓒ

以上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案し、適正な成果の配分を基本としております。

このような方針のもと、第73期につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案し、1株当たり7円といたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその種類  
当社普通株式1株につき 7円  
総額 296,361,436円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成29年6月28日

#### 第2号議案 株式併合の件

##### 1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を維持することを目的として、株式の併合を行うものであります。

##### 2. 株式併合の内容

###### (1) 併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

- (2) 株式併合の効力発生日  
平成29年10月1日
- (3) 効力発生日における発行可能株式総数  
9,600,000株
- (4) その他

本議案に係る株式併合は第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決することを条件といたします。なお、その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

- (注) 株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当りの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値に変動はありません。また、議決権等、株主様の権利も変動はありません。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、株式併合の割合（10分の1）に合わせて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するとともに、当社株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株にするため現行定款第8条（単元株式数）を変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、当該効力発生日をもって本附則を削除するものいたします。

- (2) 電子公告制度の採用による利便性の向上及び公告手続きの合理化を図るため、現行定款第5条（公告方法）を変更するものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>9,600万株</u>とする。</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>960万株</u>とする。</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>(附則) <u>第1条 第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日をもって、その効力を生じるものとする。</u> <u>第2条 前条および本条は、平成29年10月1日をもって削除するものとする。</u></p>

### 第4号議案 取締役7名選任の件

取締役7名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役会の規模につきましては、適切な経営戦略等の立案、審議や専門性を含めた質の高い意思決定と実効性のある監督機能を確保するために、十分な数の社内取締役と独立性を有した2名以上の社外取締役に構成されることとしております。また、取締役候補者は、取締役社長、役付取締役、社外取締役に委員とした指名諮問委員会の勧告を受けた上で取締役会で決定しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	なが ひさ ひで はる 永久秀治 (昭和30年2月4日生)	昭和53年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成17年5月 当社執行役員営業担当(出向) 平成17年7月 当社執行役員営業副本部長(出向) 平成18年4月 当社執行役員営業副本部長兼環境機械部長(出向) 平成18年6月 当社転籍 平成19年4月 当社執行役員管理本部長兼経理部長 平成21年6月 当社取締役管理本部長兼経理部長 平成23年4月 当社取締役管理本部長兼経理部長兼経営企画室長 平成24年4月 当社取締役管理本部長兼経理部長兼経営企画室長兼総務部長 平成25年4月 当社取締役管理本部長兼総務部長 平成25年6月 当社常務取締役管理本部長兼総務部長 平成29年4月 当社常務取締役管理担当(現在) (重要な兼職の状況) 一般社団法人日本フルードパワー工業会会長 YUKEN SEA CO.,LTD. CHAIRMAN	49,000株
2	おお ば こう いち 大場孝一 (昭和25年11月25日生)	昭和48年4月 当社入社 平成17年7月 当社販売促進部長 平成19年4月 当社執行役員研究開発部長 平成23年4月 当社執行役員技術本部長兼研究開発部長 平成23年6月 当社取締役技術本部長兼研究開発部長 平成24年4月 当社取締役技術本部長 平成25年4月 当社取締役グローバル事業本部長兼経営企画室長 平成29年4月 当社取締役グローバル事業本部長(現在) (重要な兼職の状況) 油研工業(香港)有限公司董事長 ユケン・ヨーロッパLTD. CHAIRMAN 油研(上海)商貿有限公司董事長 油研(仏山)商貿有限公司董事長	30,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	かざ い かず み 笠井 一巳 (昭和28年1月31日生)	昭和46年4月 当社入社 平成19年4月 当社第一製造部長兼技術課長 平成22年4月 当社執行役員生産副本部長兼生産技術部長 平成24年4月 当社執行役員生産副本部長兼生産部長 平成25年4月 当社執行役員生産本部長 平成25年6月 当社取締役生産本部長兼生産部長 平成29年4月 当社取締役生産本部長兼第一製造部長 (現在)	20,000株
4	※ やす き ひで み 安木 秀己 (昭和35年2月2日生)	昭和57年4月 当社入社 平成15年4月 当社研究開発部開発1G課長 平成20年4月 当社品質保証部次長兼品質保証課長 平成22年4月 当社品質保証部長 平成24年4月 当社研究開発部長 平成29年4月 当社技術本部長兼研究開発部長 (現在) (重要な兼職の状況) 油研液圧工業(張家港)有限公司董事長	10,000株
5	※ はぎ の よし お 萩野 嘉夫 (昭和36年3月31日生)	昭和58年4月 当社入社 平成15年4月 当社総務部課長(人事G担当) 平成20年4月 当社総務部次長 平成21年4月 当社総務部長 平成24年4月 当社総務部付部長 台湾油研股份有限公司副董事長總經理(出向) 平成29年4月 当社管理本部長兼総務部長(現在) (重要な兼職の状況) 台湾油研股份有限公司董事長 韓国油研工業株式会社代表理事	0株
6	※ ひら やま ただ し 平山 直志 (昭和37年2月16日生)	昭和61年4月 当社入社 平成15年4月 当社東日本営業部東京営業一課長 平成20年4月 当社東日本営業部次長兼長野営業所長 平成22年7月 当社総務部付次長 油研(上海)商貿有限公司瀋陽出張所長(出向) 平成24年5月 当社総務部付次長 株式会社北陸油研代表取締役社長(出向) 平成25年4月 当社総務部付部長 株式会社北陸油研代表取締役社長(出向) 平成28年5月 当社東日本営業部長 平成29年4月 当社国内事業本部長兼東日本営業部長(現在)	0株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	鈴木幸一 (昭和15年1月6日生)	昭和58年3月 中央青山監査法人代表社員 平成17年10月 青山学院大学大学院教授 平成18年7月 松田産業株式会社監査役 平成27年6月 当社取締役(現在) (重要な兼職の状況) 鈴木幸一公認会計士税理士事務所 公認会計士・税理士	4,000株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任の取締役候補者であります。
3. 鈴木幸一氏は社外取締役候補者であります。同氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
4. 鈴木幸一氏は、長年に渡り監査法人で会計監査に携わり、公認会計士、税理士としての専門知識、経験等も豊富に有していることから、独立性をもって経営の監視を遂行するのに適任であり、平成27年6月の就任以降当社社外取締役としての職責を果たしております。当社取締役会の透明性の向上と監督機能の一層の強化に繋がるものと判断し、同氏を引続き社外取締役候補者としたしました。なお、同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
5. 当社グループは鈴木幸一氏との間に取引関係はなく、当社が定める独立性を客観的に判断する「当社独立社外役員の独立性基準」により、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく十分な独立性を有していると判断しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。
6. 当社は鈴木幸一氏との間で、社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項に定める取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。同氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 鈴木幸一氏は当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
8. 鈴木幸一氏は当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
9. 鈴木幸一氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
10. 鈴木幸一氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
11. 鈴木幸一氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

## 【ご参考】 当社独立社外役員の独立性基準

当社は、平成27年12月17日の取締役会決議によって制定した「コーポレートガバナンスに関する基本方針」において、当社における社外役員の独立性に関する基準を策定いたしました。

社外取締役及び社外監査役について、当該候補者が現在又は過去10年において、次の各項目に該当しない場合、独立性があると判断する。

- 1) 当社グループの主要な取引先の業務執行者
- 2) 当社グループのメインバンクの業務執行者
- 3) 当社グループから一定額以上の金銭等を受けているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- 4) 当社又は当社子会社の業務執行者
- 5) 当社子会社の業務執行者でない取締役
- 6) 当社の主要な株主の業務執行者
- 7) 就任の前10年以内のいずれかのときにおいて、当社又は当社子会社の取締役又は監査役であったことがある者

(※ 1) 「主要な取引先」：直近の事業年度を含む3事業年度各年度の年間連結総取引高の2%以上を基準として判定

(※ 2) 「一定額以上の金銭等」：過去3年平均にて年間1,000万円以上の金銭その他財産上の利益

(※ 3) 「主要な株主」：出資比率10%以上の大株主

## 第5号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役桜井雅夫氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
やま 山 うら 浦 ひで 秀 お 雄 (昭和31年7月7日生)	昭和55年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行本店営業第四部次長 平成16年10月 同行シンジケーション業務管理部部長 平成18年8月 みずほ総合研究所株式会社上席執行役員総合企画部長 平成25年6月 丸善石油化学株式会社常勤監査役（現在）	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山浦秀雄氏は、新任の監査役候補者であります。同氏は、現在丸善石油化学株式会社の常勤監査役であります。平成29年6月30日の同社定時株主総会をもって任期満了により退任予定であります。
3. 山浦秀雄氏は、社外監査役候補者であります。同氏は、業務執行者としての豊富な経験と見識を有しており、また他社の社外監査役経験も有していることから適切な人材と判断し、同氏を社外監査役候補者とするものであります。
4. 当社グループは山浦秀雄氏との間に取引関係はなく、当社が定める独立性を客観的に判断する「当社独立社外役員の独立性基準」により、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく十分な独立性を有していると判断しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。
5. 山浦秀雄氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で社外監査役として期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額といたします。
6. 山浦秀雄氏は当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
7. 山浦秀雄氏は当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
8. 山浦秀雄氏は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員でもなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
9. 山浦秀雄氏は、当社又は特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
10. 山浦秀雄氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

## 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
布施謙吉 (昭和22年6月28日生)	昭和55年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 昭和55年4月 長野法律事務所(現在) 平成17年6月 当社補欠監査役(現在)	0株

- (注) 1. 当社は布施謙吉氏が所属している長野法律事務所との間に顧問契約を締結しております。
2. 布施謙吉氏は、社外監査役候補者であります。同氏は、弁護士として企業法務に精通し、他社における監査役経験もあり、企業経営を統治する十分な見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
3. 布施謙吉氏は、当社が定める独立性を客観的に判断する「当社独立社外役員の独立性基準」により、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく十分な独立性を有しており、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同氏が社外監査役に就任した場合は、同取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。
4. 布施謙吉氏が社外監査役に就任した場合は、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額といたします。
5. 布施謙吉氏は当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
6. 布施謙吉氏は当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
7. 布施謙吉氏は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員でもなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
8. 布施謙吉氏は、当社又は特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
9. 布施謙吉氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

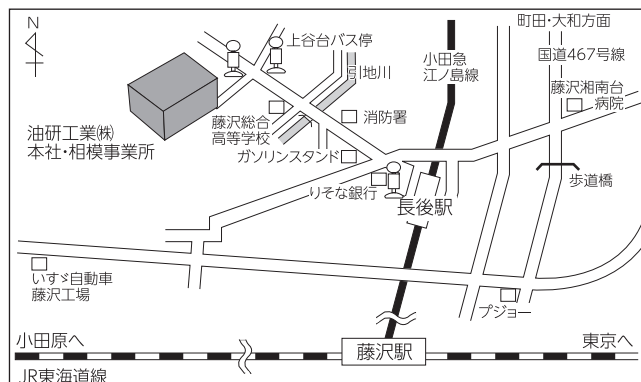
以上

× ㄷ

× ㄷ

## 株主総会会場ご案内図

神奈川県綾瀬市上土棚中四丁目4番34号  
油研工業株式会社 本社大会議室



### 〔道順〕

- ・小田急江ノ島線長後駅西口より徒歩12分
- ・小田急江ノ島線長後駅西口バスターミナル③番乗り場より（綾瀬車庫・綾瀬市役所・さがみ野駅・桜が丘駅行き何れも通ります。）ご乗車いただき、上谷台（長後駅より1停留所）で下車ください。